

頁	新（令和6年4月1日）	旧（令和5年10月1日）
表紙	<p data-bbox="587 625 1279 688" style="text-align: center;"><b>設計業務等標準積算基準</b></p> <p data-bbox="715 884 1160 1056" style="text-align: center;">令和5年10月1日 令和6年 4月1日一部改正 <u>令和6年11月15日一部改正</u></p> <div data-bbox="724 1283 1142 1432" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>この図書の全部または一部について 販売目的のために、複写（複製、転載、 磁気データ作成等）することを禁止する。</p></div> <p data-bbox="789 1566 1080 1608" style="text-align: center;"><b>福島県土木部</b></p>	<p data-bbox="1852 625 2543 688" style="text-align: center;"><b>設計業務等標準積算基準</b></p> <p data-bbox="1991 884 2407 978" style="text-align: center;">令和5年10月1日 令和6年 4月1日一部改正</p> <div data-bbox="1991 1283 2410 1432" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>この図書の全部または一部について 販売目的のために、複写（複製、転載、 磁気データ作成等）することを禁止する。</p></div> <p data-bbox="2056 1566 2347 1608" style="text-align: center;"><b>福島県土木部</b></p>

頁	新（令和6年4月1日一部改正）	旧（令和5年10月1日）
2-1-5	<p>(6) 雑品（地質調査業務についてのみ） 雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(8) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(9) 諸経費 諸経費は、1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p>(10) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数（<math>a / (1 - a)</math> など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(11) 業務価格 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。 なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p><b>2-3 設計表示単位</b></p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。</li> <li>2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。</li> <li>3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。</li> <li>4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。</li> <li>5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。</li> <li>6) 設計表示数値に満たない数量の増減は、設計変更の対象としないものとする。</li> <li>7) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。</li> </ol> <p style="text-align: right;">参1-1- 2                      令和6年11月15日以降起工適用</p>	<p>(6) 雑品（地質調査業務についてのみ） 雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p>(7) 単価表の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(8) 内訳書の合計金額 原則として、端数処理は行わない。</p> <p>(9) 諸経費 諸経費は、1円単位（1円未満切捨て）とする。</p> <p>(10) 経費を算出する際の係数 経費を算出する際の係数（<math>a / (1 - a)</math> など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。</p> <p>(11) 業務価格 業務価格は、1,000円単位（1,000円未満切捨て）とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行うものとみなして「業務委託料（まるめ）」として算出する。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合、各々で端数調整（1,000円単位で切捨て「業務委託料（まるめ）」として算出）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p><b>2-3 設計表示単位</b></p> <p>(1) 設計表示単位の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。</li> <li>2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。</li> <li>3) (2)設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2)設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。</li> <li>4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。</li> <li>5) 設計表示単位及び数値の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。</li> <li>6) 設計表示数値に満たない数量の増減は、設計変更の対象としないものとする。</li> <li>7) 単価契約には設計表示単位及び数値は適用しない。</li> </ol> <p style="text-align: right;">参1-1- 2</p>